

著作権分科会における審議状況について(概要)

- ◆ 法制問題小委員会、基本問題小委員会、国際小委員会を設置し「知的財産推進計画2009」(平成21年6月知的財産戦略本部)等に挙げられた課題を含めて検討。
- ◆ 今期は審議経過の整理にとどめ、来期も引き続き検討し、まとめ次第、報告書とする予定。

1. 基本問題小委員会

● 著作権関連施策に係る基本的問題に関すること

- ・ 文化振興に関する施策の体系の中で、著作権制度が担っている意義、役割はどのようなものか
- ・ デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、表現手段や流通手段が変化している中、著作権制度の果たす役割に変容が生じているか
- ・ 今後の著作権関連施策について、どのような方向性をとるべきかといった点について、有識者等からヒアリングを通じて検討。

2. 法制問題小委員会

● 権利制限の一般規定

- ・ 「権利制限の一般規定」について、文化庁委託事業「著作権制度における権利制限規定に関する調査研究会」の報告書(平成21年3月)や、有識者団体及び関係団体へのヒアリング等を通して議論を行い、検討すべき事項を整理。
- ・ その後、検討事項ごとに専門的見地から論点を整理し、小委員会における「議論のためのたたき台」を作成するため、ワーキングチームを設置して集中的な議論を行い、ワーキングチームにおいて報告書を取りまとめ、それに基づき小委員会における議論を実施。
- ・ 今後は、同報告書の内容をたたき台として、権利制限の一般規定のあり方について、引き続き検討予定。

● ネット上の複数者による創作に係る課題

- ・ ワーキングチームにおいてネット上の複数者による創作の類型について法的な整理を行うとともに、ネット上の複数者による創作に関する特性についても検討。そのほか、関係事業者からの本課題に係る現状等の報告や、米国での議論に係る報告に基づく検討も実施。
- ・ 今後も、上記事項の更なる整理や海外の議論状況の把握等を通じ、契約による対応可能性等を中心に、引き続き検討予定。

2. 法制問題小委員会

● いわゆる「間接侵害」に係る課題

- ・ ワーキングチームにおいて、近年の情報通信技術の発展に伴う本課題を巡る状況の変化を踏まえ、最近の重要裁判例の分析を行い、考えられる制度設計の選択肢について論点を整理。
- ・ 今後は、関連する主要な事件の動向を注視しつつ、関係者の意見聴取等を通じた実態把握を行い、それを踏まえて、考えられる制度設計、その制度設計と関係裁判例との対応関係、現行の著作権法体系への影響等について、引き続き検討予定。

● その他の課題

昨年度の報告書において、課題の状況の推移を踏まえて検討を行うこととされた以下の課題について、今後、各課題の状況の進展に応じて、引き続き検討予定。

- ・ 薬事関係、図書館関係、学校教育関係の権利制限
- ・ 私的使用目的の複製の見直し（プログラムの著作物関係）
- ・ 通信・放送の在り方の変化への対応

3. 国際小委員会

● 国際的ルール作りへの参画の在り方に関すること

- (1) 国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

(1)については、ワーキングチームにおいて欧米の判例及び国内外のルール形成動向を踏まえつつ議論を行い、報告書としてとりまとめた。また、(2)～(4)については、国際的な議論の動向や国内における調査等に基づき審議を実施。

その結果は以下の通り。

- 国境を越えた著作権の保護、利用の円滑化には、国際裁判管轄・準拠法決定ルールの国際的な統一に加えて、海賊版対策等、様々な対応が必要
- 著作権をめぐるWIPOにおける議論については、視覚障害者むけの権利制限と例外に関する議論、視聴覚実演条約に関する議論に動きが見られ、またフォークロアについても議論が進展しつつある等、新たな検討が具体化している分野があり、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要